平成２６年（フ）第１３７号
香川県さぬき市志度4649番地
債務者　野崎多美光
1　決定年月日時　平成26年７月25日午前10時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２５６３号
大阪市東淀川区大隅１丁目６番48号
債務者　岡田　優子
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８５５号
大阪府茨木市宮島２－５－１トナミ運輸株式会社内、住民票上の住所大阪府八尾市堤町３丁目40番地の８グレースコート102号
債務者　馬場　　修
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８９９号
大阪市此花区梅香２丁目１番12号　101号
債務者　福島　　透
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９７３号
大阪府茨木市豊川１丁目36番27号、住民票上の住所名古屋市中村区竹橋町２番13号　プラゼール３Ｄ号
債務者　宮内　和明
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０７号
栃木県宇都宮市徳次郎町444番地　山王市営住宅５号棟103号室、前住所栃木県宇都宮市西川田町275番地　ハイツアオキＢ－３
債務者　土澤　孝二
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第９７０号
神奈川県茅ヶ崎市松林２丁目２番85号　メゾン松林Ａ－102
債務者　日向　道彦
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９７１号
神奈川県茅ヶ崎市松林２丁目２番85号　メゾン松林Ａ－102
債務者　日向　由紀
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１３８号
横浜市鶴見区鶴見中央４丁目32番７－602号
債務者　丁　　艶
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１６９号
横浜市青葉区みすずが丘18番地２
債務者　渡邉あゆみ（旧姓宮田）
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１００号
北海道白糠郡白糠町西庶路西１条南３丁目２番地７
債務者　鈴木　惣一
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１０４号
釧路市貝塚２丁目７番30号
債務者　竹花　亜矢
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１０９号
釧路市桜ケ岡７丁目７番13号
債務者　菊池　浩一
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２６年（フ）第８５号
群馬県佐波郡玉村町大字飯倉13番地１　フォレストスクエアー1999Ｆ111
破産者　中沢　由紀
1　主文　平成26年５月14日当裁判所がなした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「群馬県佐波郡玉村町大字板倉13番地１フォレストスクエアー1999Ｆ111」とあるのを「群馬県佐波郡玉村町大字飯倉13番地１　フォレストスクエアー1999Ｆ111」と更正する。
2　決定年月日　平成26年７月23日
前橋地方裁判所民事部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第３１号
仙台市宮城野区日の出町１丁目５番30号
破産者　株式会社五大ビジネス
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係